

○近畿地方整備局告示第106号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条及び第百三十八条第一項の規定により準用される第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項及び第百三十八条第一項の規定により準用される第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成26年6月4日

近畿地方整備局長 池内 幸司

第1 起業者の名称 大阪府

第2 事業の種類 一級河川淀川水系安威川ダム建設工事並びにこれに伴う
附帯工事及び附帯工事に伴う市道付替工事

第3 起業地

1 土地

(1) 収用の部分 大阪府茨木市大字安威、大字大門寺、大字生保、大字
福井、大字大岩及び大字車作地内

大阪府高槻市大字奈佐原地内

(2) 使用の部分 なし

2 土石砂れき 大阪府茨木市大字大岩地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、大阪府茨木市大字安威地内、大字大門寺地内、大字生保地内、大字福井地内、大字大岩地内及び大字車作地内並びに大阪府高槻市大字奈佐原地内に施行する「一級河川淀川水系安威川ダム建設工事並びにこれに伴う附帯工事及び附帯工事に伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一級河川淀川水系安威川ダム建設工事」（以下「本体工事」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項の一級河川に係る河川管理施設に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に治水若しくは利水の目的をもって設置するダムに関する事業に該当する。

また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行うダム盛立材料（コア材）の採取工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。さらに、附帯工事の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第2項の規定において、国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができるとされているところ、本体事業は指定区間内に含まれていることなどから、起業者である大阪府は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川淀川水系安威川（以下「安威川」という。）は、京都府亀岡市竜ヶ尾山や大阪府高槻市檜田地区に源を発し、大阪市東淀川区相川で一級河川淀川水系神崎川に合流する流路延長32km、流域面積162.7 km²の河川である。

安威川流域のうち約70km²は山地で、残り約90km²は丘陵地若しくは低平地となっているが、丘陵地及び低平地はほぼ全域が市街化し、開発は山地へも進行している。また、下流域の平地部には茨木市の中心市街地をはじめ、東海道新幹線、JR東海道本線、国道171号などの重要な都市施設が集中する非常に重要な地域となっている。そのようななか、安威川における水利用は、流域の耕地に対する水源として広く利用されている。

安威川の中下流部は、淀川や北摂山地からの流出土砂により形成された沖積平野で土地が低く、また、瀬戸内気候の東北端にあたり、降雨量は梅雨期や台風期に多いため、古くよりたびたび洪水被害を受けている。なかでも、昭和42年7月の北摂豪雨災害においては、宮島橋上流左岸で破堤するなど堤防決壊12箇所、千歳橋の落橋やあけぼの橋流出など橋梁被害13橋、住宅の全半壊41戸、死傷者61名、東海道新幹線鳥飼基地の浸水、家屋浸水25,342戸、浸水農地約1,500ha等の大きな被害が生じた。最近では、平成11年6月に安威川上流の山間部で局所的に時間最大雨量が北摂豪雨時を上回る降雨があり、安威川流域で溢水し、田畑の冠水や床下、床上の浸水被害が発生している。このように、安威川流域ではたびたび洪水被害が発生している一方、しばしば渇水被害にも見舞われており、近年では平成6年、平成12年、平成14年等に深刻な水不足に陥り、既得用水の補給や河川環境の維持のための水量が安定的に確保できない状況となっている。

安威川流域の治水対策は、平成19年2月に策定され、平成25年8月に変更された「淀川水系神崎川ブロック河川整備計画」（以下、「整備計画」という。）において、年超過確率1/100規模の洪水を対象として、基準地点相川における基本高水のピーク流量を1,850m³/秒と

定め、このうち600m³/秒を洪水調整施設により調節し、計画高水流量を1,250m³/秒としている。本件事業は、この洪水調整施設として、河川法第79条第1項の規定に基づき、平成25年7月に認可された変更後の「安威川ダム建設事業全体計画」（以下「ダム全体計画」という。）により、本体事業実施地点で、計画高水流量850m³/秒のうち、690m³/秒を調節することとしている。これを踏まえ、ダム全体計画では、本件事業において洪水期では14,000,000m³の容量を確保することとしている。

一方、渇水時においても安威川における既得用水の安定的な取水や動植物の生息、生育環境の保全等の流水の正常な機能を維持するため、整備計画において、概ね10年に1回程度起こりえる渇水時においても、基準地点千歳橋でかんがい期に約0.7m³/秒、非かんがい期に約0.6m³/秒の流量を確保することとしている。これを踏まえ、ダム全体計画では、本件事業において、1,460,000m³の容量を確保することとしている。

さらに、ダム建設による下流域の流況への影響及びそれに伴う生物の生息環境への影響等に対応するため、整備計画において、環境改善容量を利用した放流を行い、流況改善を図ることとしており、本件事業において、940,000m³の容量を確保することとしている。

本件事業は、これらに基づき、安威川に洪水調節、流水の正常な機能の維持及び環境改善を目的とした治水ダムの建設を行うものであり、本件事業の完成により、基準地点相川での年超過確率1/100規模の大雨による洪水に対して洪水調節を行うことが可能となり、安威川流域における洪水被害が軽減されることとなる。また、概ね10年に1回程度起こりうる渇水時においても、流水の正常な機能の維持のために必要な流量を確保することが可能となる。さらに、ダム建設による下流域への影響等についても、流況改善のための放流によりその影響が軽減され、河川環境の保全が図られることとなる。これらのことから、本件事業は、流域住民の生命及び財産の安全、既得用水の安定的な取水及び河川環境の保全等に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は大阪府環境影響評価要綱（昭和59年大阪府告示第9号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であったが、起業者は大阪府環境影響評価要綱に準じて任意で平成8年5月に環境影響評価を実施したところ、水質汚濁については、富栄養化現象、冷水濁水現象の発生の可能性が考えられるが、適切な発生源対策や、選択取水設備の設置及び運用等の保全対策を講じることにより、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づいた環境保全目標を上回ることはないとされている。また、利水容量縮小に伴うダム高の変更等への影響についても、大阪府環境影響評価条例（平成10年大阪府条例第3号）等に基づき平成20年10月に環境影響評価を実施しているが、事業計画の変更に伴い環境への影響は低減されるものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査によると、本件事業地内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるオオサンショウウオ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB種として掲載されているチュウヒ等、絶滅危惧Ⅱ種として掲載されているアジメドジョウ、アカザ等が確認されている。オオサンショウウオについては、平成7年度より生息確認調査及び繁殖状況調査等を実施し、築造した人工巣穴での産卵の確認や緊急保護を行うなど保全に努めていることから、影響は少ないと予測されている。オオタカについては、本件事業地周辺における営巣等が確認されているが、営巣期間中の工事等による周辺環境の変化を抑制することで営巣環境を保全できることから、影響は少ないと予測されている。また、その他鳥類、両生類、は虫類、陸生昆虫類については、周辺には同様の生息環境が広く残されていること

から、影響は少ないと予測されている。アジメドジョウ、アカザ等については、確認地点が貯水池上流であるため、ダム供用後湛水により流況が変化することはほとんどないと考えられることから、また、その他の魚類、底生動物及び付着生物については、貯水池の湛水により生息、生育環境に影響が及ぶことも考えられるが、河川への土砂、濁水の流入の防止に努める等適切な保全対策を講じることにより、影響は少ないと予測されている。

植物については、本件事業地内及びその周辺の土地において、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているアゼオトギリ、絶滅危惧Ⅱ種として掲載されているスブタ、コバノヒルムシロ等が確認されている。貯水池の湛水により一部生息地の消失が生じる可能性があるが、周辺に同様の生育環境が広く残されること、また事業による影響が認められる場合には専門家等の意見を参考に移植等の保全対策を講じること等から、影響は少ないと予測されている。

なお、本件事業地内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、安威川の氾濫による洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持及び環境改善を目的として、堤高76.5m、総貯水容量18,000,000 m^3 の中央コア型ロックフィルダムを建設する事業であり、本体事業の事業計画は、(1)で述べた洪水調節、流水の正常な機能の維持及び環境改善に必要な容量の確保を図るうえで適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第19号）等に定める規格に適合していると認められる。

なお、本件事業の施行方法については、ダム案（申請案）、河道改修案、遊水池及び河道改修案、放水路及び河道改修案の4案について比較検討が行われている。申請案と他案を比較すると、申請案は、ダムによる環境への面的な影響や上下流の連続性分断への影響に対する

検討等が必要となるものの、移転戸数が最も少なく、事業費も最も廉価であること等から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

また、本体事業のダムサイトについては、安威川筋の地形、貯水容量規模を考慮すると約1kmの狭隘部に限定されるが、その間でダムを取り付ける谷両側の山体状況等から、上流案、下流案（申請案）の2案について、比較検討が行われている。申請案と他案を比較すると、申請案は、移転対象家屋が少なく、岩盤の風化が浅いことから掘削量が少なく、谷幅が狭く堤体積も小さいことから事業費も廉価であること等から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事であるダム盛立材料（コア材）採取の事業計画については、採取地の位置や材料の品質及び土量等を、また、附帯工事に伴う市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、安威川流域では過去に幾度も洪水被害が発生していること、夏季にしばしば渇水に見舞われ、既得用水の安定的な取水や動植物の生息、生育環境等に大きな影響を及ぼしていることなどから、安威川流域の洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、安威川流域の茨木市等5市から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 大阪府茨木市役所 及び高槻市役所